

2015年10月29日

各 位

本 社 所 在 地 大阪市中央区十二軒町 5-12  
上 場 会 社 名 株 式 会 社 マ ン ダ ム  
代 表 者 名 社 長 執 行 役 員 西 村 元 延  
証 券 コ ー ド 4 9 1 7 東 証 第 1 部  
問 合 わ せ 先 広 報 IR 室 長 重 村 勝 俊  
(TEL.06-6767-5020)

## 「コーポレートガバナンス ガイドライン」策定のお知らせ

当社は、「攻めのガバナンスの実現を目指し会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る」という「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨に賛同し、同コードの各基本原則、原則および補充原則について真摯に検討してまいりました。そして、2015年10月28日開催の取締役会の決議をもって、同コードへの取組方針および取組内容に、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方や体制の整備状況を含めて取りまとめた「コーポレートガバナンス ガイドライン」を策定しましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 「コーポレートガバナンス ガイドライン」策定の背景

当社および当社グループは、アジアグローバル社会と共存・共生・共創するマンダムグループの使命として、生活者・社会をはじめとしたステークホルダーとともに、持続的に健全なる発展を遂げることを目指しております。そのためには、「経営の健全性の確保」および「迅速かつ適正な意思決定と事業遂行の実現」が不可欠と考え、実効的にコーポレートガバナンスの充実に取り組んでいくことで、総合的な企業価値を高め、企業の存続・発展につなげていくことを目的として、「コーポレートガバナンス ガイドライン」を策定いたしました。

#### 2. 「コーポレートガバナンス ガイドライン」の開示先

当社の「コーポレートガバナンス・コード」への取組方針および取組内容に、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方や体制の整備状況を含めて取りまとめた「コーポレートガバナンス ガイドライン」を当社ウェブサイトに掲載しております。

[http://www.mandom.co.jp/ir/src/g\\_guideline.pdf](http://www.mandom.co.jp/ir/src/g_guideline.pdf)

#### 3. 「コーポレートガバナンス報告書」提出について

本日、上記取組みを反映させた「コーポレートガバナンス報告書」を東京証券取引所に提出しております。

以上